

第108回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年3月6日(木)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員
13番	安達 卓是委員	14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員
17番	吉澤 一誠委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第43号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 5 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

それでは、第108回農地部会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号15番の高田委員と、議席番号16番の高西委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はございません。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページ、議案第41号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号50の葭津について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川主任)

失礼いたします。

番号50の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得し

ようとするものです。取得後の経営面積は206aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（石橋委員）

譲渡人は亡くなった夫から農地を相続をいたしました。高齡で耕作出来ないこともありまして、譲受人が5690.61㎡を売買で取得しようとするものです。現地は耕作放棄地のようになっておりまして、もう10年以上も作られてない田畑でございます。場所はだまかに言ひまして、崎津の大根屋の工場が建っております辺りの、内浜産業道路を挟んで両サイドというようなところになります。

許可要件については、特に問題ないと思われましますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、番号51の淀江町稲吉について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号51の淀江町稲吉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は1,647aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12 番（唐来委員）

事務局から説明がありましたとおり、譲受人が規模拡大のため、売買で農地 1,387 m²を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題はありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号 5 2 の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号 5 2 番の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。県外に在住している譲渡人が農地を相続されましたが、自身では耕作出来ないこともあり、譲受人が売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は 104 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

10 番（船岡委員）

譲渡人が県外に住んでおられて耕作出来ないということを聞いた譲受人が、規模拡大のため売買によって農地 5,280 m²を取得するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、6ページ、議案第42号をお願いいたします。農地法施行令第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号58の淀江町小波について、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条2項に基づき、この案件の当事者である高西委員の退席を求めます。

（高西委員退席）

議長（吉澤委員）

そうしますと、番号58の淀江町小波について、地元委員さんから説明をお願いします。

12番（唐来委員）

58番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町小波の畑で、面積は421㎡、現地調査の3番目に見たところです。

申請人は、来客用の駐車場及び不足している地元自治会の駐車場確保のために、申請地に駐車場の整備を計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第二種農地に該当すると思われまます。

転用については、特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号58について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

審議を終了いたしましたので、高西委員の着席を求めます。

（高西委員着席）

議長（吉澤委員）

そうしますと、番号59の尾高について、地元委員さんから説明をお願いします。

10番（船岡委員）

59番の議案について説明いたします。最後に見ていただいたところでございます。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、尾高の畑、面積は129㎡です。

今年の1月の議案で審議いただいた、尾高の建売分譲住宅の西側にある畑の筆を、庭及び洗濯物干し場に整備しようとするものです。実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため第二種農地に該当すると思われま。

敷地の拡張であり、転用については問題ないと思われましますので、よろしくお願いま。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号59について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたしま。

続きまして、7ページ、番号60の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いします。

16 番（高西委員）

現地調査の一番最初に見ていただいた佐陀の現場ですが、申請地は近隣の市街化が進んで、将来的には市民の移住が期待されることから、申請地に建売分譲住宅の建築を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

区画の面積に占める宅地の割合が、40%を超える区域内にある農地であるため、第三種農地に該当すると思われます。

なんら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号60について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号61の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いします。

12 番（唐来委員）

61番の議案について説明します。現地調査で2番目に見てもらったところでは、

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原の畑で面積は300.36㎡です。申請人は、妻と子と市内のアパートで生活していますが手狭になってきたこともあり、父が所有している申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に病院と公共施設がある農地であるため、第三種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われるので、よろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号61番について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第43号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。9ページに利用集積計画総括表がございます。今月は、転貸を除く利用権設定が89件、農地保有合理化事業により機構が借入を行う案件が1件、機構が転貸を行う案件が8件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、11ページ、番号3-1から番号3-2について、事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。転貸を除く利用権設定の各筆明細について説明をいたします。今月は、田に関するものが134筆、219,468.50㎡、畑に関するもの45筆、54,319.71㎡でございます。番号3-1から番号3-2は、再設定でございます。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

そういたしますと、番号3-1から番号3-2までの審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

議長（吉澤委員）

続きまして、番号3-3の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、番号 3-3 について、事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 3-3 は、再設定となっております。以上です。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。

そういたしますと、番号 3-3 の審議を終了いたしましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

議長 (吉澤委員)

続きまして、11 ページ、番号 3-4 から、29 ページ、番号 3-89 までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (大許事務局長補佐)

失礼します。番号 3-4 から番号 3-6 までは、再設定でございます。

番号 3-7 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、73a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-8 から番号 3-18 までは、再設定でございます。

番号 3-19 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、245a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-20 は、再設定でございます。

番号 3-21 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、782 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-22 から番号 3-23 までは、再設定でございます。

番号 3-24 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、782 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-25 から番号 3-27 までは、再設定でございます。

番号 3-28 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、554 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-29 から番号 3-30 までは、再設定でございます。

番号 3-31 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,129 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-32 は、再設定でございます。

番号 3-33 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,129 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-34 から番号 3-44 までは、再設定でございます。

番号 3-45 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、245 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-46 は、再設定でございます。

番号 3-47 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、791 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-48 から番号 3-52 までは、再設定でございます。

番号 3-53 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、391 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-54 から番号 3-55 までは、再設定でございます。

番号 3-56 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、37 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-57 から番号 3-58 までは、再設定でございます。

番号 3-59 から番号 3-63 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、経営面積は、590 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-64 から番号 3-68 までは、再設定でございます。

番号 3-69 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,174 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-70 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、119 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-71 から番号 3-74 までは、再設定でございます。

番号 3-75 から番号 3-76 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、456 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-77 から番号 3-78 までは、再設定でございます。

番号 3-79 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、77 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-80 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、269 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-81 は、再設定でございます。

番号 3-82 から番号 3-85 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、76 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 3-86 から番号 3-87 までは、再設定でございます。

番号 3-88 から番号 3-89 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、番号 3-88 が 21 a、番号 3-89 が 117 a となっております。以上ご審議よろしくお願いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から、番号 3-4 から番号 3-89 までの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、31 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借入を行う案件を一括審議いたします。事務局より説明お願いたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

31 ページ、番号 3-1 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が農地を借入れるものです。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、34 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を審議いたします。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、番号 3-1 について、事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 3-1 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、961a でございます。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議が終了いたしましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

議長（吉澤委員）

続きまして、番号 3-2 から番号 3-5 までを審議いたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 3-2 から番号 3-5 までは、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号 3-2 が 369 a、番号 3-3 が 378 a、番号 3-4 が 71 a、番号 3-5 が 186 a でございます。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、35 ページ、番号 3-6 の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である木澤委員の退席を求めます。

(木澤委員退席)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、番号 3-6 について、事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 3-6 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、299 a でございます。以上です。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

審議が終了いたしましたので、木澤委員の着席を求めます。

(木澤委員着席)

議長 (吉澤委員)

続きまして、番号 3-7 から番号 3-8 までを審議いたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 3-7 から番号 3-8 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号 3-7 が 217 a、番号 3-8 が 106 a でございます。以上です。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

そうしますと、審議事項は以上です。続いて、報告事項に移ります。

37ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号35から番号38までの4件を受理しております。

続きまして、39ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号70から番号73までの4件を受理しております。

続きまして、41ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号53から番号63までの11件を受理しています。

続きまして、43ページ、(4)非農地現況証明について、番号32の1件を証明しています。

続きまして、44ページ(5)農地転用現況確認書交付について、番号75から番号83までの9件を交付しています。

それでは、会長より、県農業会議の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議の事務報告)

議長(吉澤委員)

そうしますと、何か、議題等の追加がありますでしょうか。

ないようですので、事務局からをお願いいたします。

事務局(大許事務局長補佐)

(県農業会議の事務報告)

議長(吉澤委員)

そうしましたら、他にないようであれば、これもちまして、第108回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 20分